

令和 7 年 2 月 6 日

第 1 回南知多町議会臨時会会議録

## 1 議 事 日 程

2月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内における交通事故））
- 日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について（内海観光センター建設工事）
- 日程第6 議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第6号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第7号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第8号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	7番	石	垣	菊	蔵
8番	服	部	光	男	9番	藤	井	満	久
10番	吉	原	一	治	11番	榎	戸	陵	友
12番	石	黒	充	明					

欠席議員（1名）

6番 内田 保

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	大 岩 幹 治	総 務 課 長	坂 口 増 和
防 災 交 通 課 長	石 黒 俊 光	企 画 財 政 課 長	滝 本 功
建 設 経 済 部 長	田 中 直 之	産 業 振 興 課 長	奥 川 広 康
水 道 課 長	山 下 哲 矢	厚 生 部 長	相 川 和 英
住 民 課 長	山 本 有 里	健 康 こ ど も 課 長	鈴 木 和 芳
教 育 部 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
教 育 課 長	富 田 和 彦	成 長 戦 略 室 長	山 本 剛 資

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書 記	松 本 満 砂
書 記	山 下 英 将		

[ 開会 9時30分 ]

**○議長（鈴木浩二君）**

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を2月臨時町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年、新しい年を迎えての初の議会となります。また、今年の冬一番の寒気が訪れております。あと数日続くというふうに言われております。皆様、心を緩めず、気を引き締めてお過ごしいただきたいと思っております。

それでは、ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、榎戸陵友議員、12番、石黒充明議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

### 日程第3 提出案件の概要説明

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては、公私とも大変御多用の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、報告1件及び工事請負契約の締結についてをはじめ8議案であります。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字大井地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第1号の工事請負契約の締結につきましては、内海観光センター建設工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、令和6年度南知多町一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,016万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,254万9,000円とするものであり

ます。

議案第6号は、令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,931万9,000円とするものであります。

議案第7号は、令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額に418万7,000円を追加し6億8,879万1,000円に、資本的支出の予定額を167万9,000円減額し2億4,963万4,000円とするものであります。

議案第8号は、令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的収入の予定額に14万3,000円を追加し1億4,280万2,000円に、収益的支出の予定額に166万9,000円を追加し1億4,356万5,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

---

**日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内における交通事故））**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

**○総務部長（大岩幹治君）**

それでは、報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

データの4ページを御覧ください。

専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

南知多町大字大井地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和6年6月24日午後7時頃、町消防団員が南知多町大字大井地内の道路において、消防積載車を後退させる際に周囲の状況確認を怠り、消防積載車の旗ポールを相手方が所有するカーポートに接触させ、当該カーポートを損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は40万6,450円で、和解の内容は、相手方に対し、事故に係るカーポートの修理代として損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

今後におきましても、安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって報告を終わります。

---

**日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について（内海観光センター建設工事）**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結について（内海観光センター建設工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（田中直之君）**

それでは、議案第1号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

1の提案の理由であります。

内海観光センター建設工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要は、工事名、内海観光センター建設工事、工事場所は南知多町大字内海地内で、主な工事内容は内海観光センターの新築で、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積183.38平方メートルであります。

工期は令和7年12月1日までで、請負契約金額は1億2,848万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,168万円であります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字内海字北向92番地の3、角建工有限会社であります。

契約の方法は、指名競争入札で、去る1月27日に4者により実施したものであります。次のページには入札結果をつけております。

入札の予定価格は、税抜きで1億1,818万円、落札率は98.8%であります。

なお、次のページからは、位置図と平面図、立面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

データ、13ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1. 改正の理由であります。

人事院は、令和6年8月に民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均3.0%引き上げるなどの給与勧告を行いました。これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係であります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係であります。

(1)(2)の改正の内容としては、期末手当の支給割合について、令和6年12月期を0.05月分引き上げるものであります。

(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、別表第1及び別表第

2 関係であります。

改正の内容は、アとして、給料表の改正で、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料月額を平均3.0%引き上げるため、次のページになります、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正するものであります。

イとしまして、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和6年12月期はそれぞれ0.05月分引き上げるものであります。定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和6年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。

3の施行期日等であります。

(1)議案第2号及び議案第3号については、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

(2)議案第4号については、公布の日から施行し、この条例による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

各議案の提案理由の次のページに新旧対照表が添付してありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号、議案第3号及び議案第4号の3件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第5号)

##### ○議長(鈴木浩二君)

日程第9、議案第5号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

##### ○副町長(高田順平君)

それでは、議案第5号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの54ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,016万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,254万9,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正は、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容は、大きく分けて人事異動及び給与改定などに伴う人件費と当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つでございます。

人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いたします。

少し飛びまして、データの73ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書になります。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。

左のページ、1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

給与費のうち、期末手当につきまして、今年度の人事院勧告で示された給与改定による支給月数の引上げ分31万円とその他の手当5,000円、計31万5,000円の増額と、掛金・負担金率の変更による共済費の増額分4万2,000円の合計35万7,000円を増額するものでございます。

右のページを御覧ください。

一般職の給与費及び共済費の補正でございます。

(1)総括の表、比較の欄を御覧ください。

職員数につきましては、退職者の不補充により、補正前、当初予算見込みより4名の減でございます。

次に、給与費のうち、給料は252万8,000円の増額でございます。これは、給与改定による職員給与の増額と職員の退職を含めました人事異動等による減額の差額を計上するものでございます。

職員手当は1,340万7,000円の増額で、内訳は下にあります表のとおりでございます。

共済費につきましては325万3,000円の増額となっております。

次のページ、右の表になります。イ、会計年度任用職員の表、比較の欄を御覧ください。

共済費につきまして、16万6,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

左のページは今回の補正の増減額の明細、右のページと次のページは補正後の給料及び職員手当の状況を表したものでございます。

説明のほうは省略させていただきます。

次に、人件費以外の歳出の補正について御説明させていただきます。

戻りまして、データの60ページを御覧ください。

補正をお願いする主な内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

3. 歳出の上段の表になります。

1款1項1目議会費のうち、議員給与費は18万5,000円の増額補正でございます。こ

これは、議員給与費のうち、期末手当につきまして、令和6年度の給与改定による支給月数の引上げ分18万5,000円を増額するものでございます。

次のページ、61ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費は1億837万3,000円を増額補正でございます。これは、ふるさと納税の寄附額が予算の7億円を上回る見込みのため、寄附額増加に伴う委託料等の費用及び新たなふるさと産品の開発に取り組む事業者に対し補助金を交付するふるさと産品創出等支援事業補助金を増額するものでございます。

次のページ、62ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は411万7,000円を増額補正でございます。これは、戸籍に記載する振り仮名の通知の作成業務委託及び郵送に要する経費を増額するものでございます。

少し飛びまして、64ページ下段から次のページ上段でございます。64ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、13目物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援枠等）給付事業費は8,525万4,000円を増額補正でございます。これは、令和6年度における住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、支給対象者の世帯員に18歳以下の児童がいる場合、1人当たり2万円を加算して支給する経費、給付に係る職員の時間外手当を増額するものでございます。

次に、65ページ最下段でございます。

2項児童福祉費、2目児童運営費、保育所一般管理費は71万2,000円を増額補正でございます。これは、令和5年度に実施した子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び施設型教育・保育給付費等県費負担金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次のページ、66ページを御覧ください。

4目出産・子育て応援交付金交付事業費は105万9,000円を増額補正でございます。これは、令和5年度に実施しました出産・子育て応援交付金の精算に伴う国庫返還金を増額するものでございます。

次に、7目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は232万円の増額補正でございます。これは、令和5年度に実施しました新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活

支援特別給付金の精算に伴う国庫返還金を増額するものでございます。

少し飛びまして、69ページを御覧ください。

上段でございます。

7款1項商工費、5目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は79万5,000円の増額補正でございます。これは、師崎港周辺を利用する住民、観光客等の利便性向上を目的として公衆トイレを整備するための建築確認申請手数料、実施設計業務委託料を増額するものでございます。

次のページ、70ページ中段を御覧ください。

9款1項消防費、1目常備消防費は345万円の増額補正でございます。これは、知多南部消防組合の給与改定に伴い、分担金を増額するものでございます。

次のページ、71ページ中段を御覧ください。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費は428万2,000円の増額補正でございます。これは、4年ごとに見直される教科書に準拠した教師用教科書・指導書等の購入費を増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、59ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は8,966万6,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源の補正でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を8,555万円、社会保障・税番号制度システム整備費411万6,000円を増額するものでございます。

次に、17款1項寄附金、1目一般寄附金は1億円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しましたふるさと納税寄附増額見込額を補正するものでございます。

次に、19款1項1目繰越金は4,049万6,000円の増額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、少し戻りまして、データの56ページを御覧ください。

右の表になります。

第2表、繰越明許費補正の表でございます。

今回補正をお願いします仮振り仮名通知書通知事業は、年度内に事業は完了せず、翌

年度に予算を繰り越して使用するため、繰越明許費の予算措置をするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第6号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第10、議案第6号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（相川和英君）**

それでは、議案第6号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの77ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,931万9,000円とするもので

あります。

補正をお願いする内容であります。

少し飛びまして、80ページを御覧ください。

まず、歳出からです。

下段、3. 歳出でございます。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費は152万8,000円の増額補正でございます。これは、人事異動及び給与改定に伴い、職員給与を増額するものであります。

その内訳は、職員給与費のうち、2 節給料は70万7,000円を増額、3 節職員手当等は80万8,000円を増額、4 節共済費は1 万3,000円を増額するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては152万8,000円の増額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

次のページ以降に今回の補正予算給与費明細書が添付してあります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第7号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)**

**○議長(鈴木浩二君)**

日程第11、議案第7号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長(田中直之君)**

それでは、議案第7号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの84ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用に418万7,000円を追加し、その総額を6億8,879万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億3,508万9,000円」を「1億7,920万1,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額386万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億122万2,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額803万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,116万9,000円」に改めるものであります。

また、支出として、第1款資本的支出を167万9,000円減額し、その総額を2億4,963万4,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第7条に定めた職員給与費を16万円減額し、その総額を5,166万3,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動及び給与改定に伴い減額補正するものであります。

次に、87ページ左側を御覧ください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の上段の表、区分の比較の欄を御覧ください。

給与費は計18万1,000円を減額、その右、法定福利費は2万1,000円を増額し、合計16万円の減額補正であります。

次に、右の表から次のページは、今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細及び給料及び手当の状況の表を示したものでございます。

説明は省略させていただきます。

少し飛びますが、92ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は816万7,000円の増額補正であります。主なものは、修繕費の増額であります。

次の同項第3目総係費は85万2,000円の増額補正であります。

次に、下段の第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は483万2,000円の減額補正であります。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は167万9,000円の減額補正であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第8号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第12、議案第8号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長(田中直之君)

それでは、議案第8号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの94ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入として、第1款漁業集落排水事業収益に14万3,000円を追加し、その総額を1億4,280万2,000円とするものであります。

次に、収益的支出として、第1款漁業集落排水事業費用に166万9,000円を追加し、その総額を1億4,356万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,727万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額110万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1,675万9,000円」に改めるものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第8条に定めた職員給与費に166万9,000円追加し、その総額を1,450万8,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動及び給与改定に伴い増額補正するものであります。

次に、97ページ左側を御覧ください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の上段の表、区分の比較の欄を御覧ください。

給与費は計138万7,000円を増額、その右、法定福利費は28万2,000円を増額し、合計166万9,000円を増額補正であります。

次に、右の表から次のページは、今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細及び給料及び手当の状況を表にしたものであります。

説明のほうは省略させていただきます。

少し飛びますが、102ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の収入として、第1款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益、第5目消費税及び地方消費税還付金は14万3,000円を増額補正であります。

次に、支出として、第1款漁業集落排水事業費用、第2項営業費用、第3目総係費は166万9,000円を増額補正であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第1回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

[ 閉会 10時15分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 榎 戸 陵 友

署 名 議 員 石 黒 充 明